

2000年3月24日

吉岡 斉

はじめに

いよいよ各分科会での審議も、とりまとめの段階に入ろうとしています。

しかし、長期計画の対象・性格等をどうするかという基本的な事柄について、今まで策定会議全体としての指針を定めないまま、審議が進められてきました。この状態を放置すれば、各分科会ごとにまちまちの方針にもとづいて報告書がまとめられ、それが本会議に送付され、本会議が首尾一貫した観点からの報告書をまとめることが困難になる恐れが濃厚です。

そこで私は、「各分科会の報告書がまとまる前に、策定会議の本会議として、あらかじめ共通執筆指針を定め、各分科会に指示を与える必要がある。もちろん本会議自身も、それに従う必要がある」という意見を、本会議の座長代理に伝えました。この意見の扱いをどうするかは、次回の本会議（4月7日）の場で、検討される見込みです。

私の属する本分科会の場合でも、この意見についてぜひご検討いただきたいと思い、その要点を以下にまとめました。なお本分科会の取り扱い事項の特殊性を考慮し、若干の翻案を加えてあります。

「共通執筆指針」（吉岡案）

下記の「共通執筆指針」7項目は、本会議および各分科会の報告書取りまとめのガイドラインとなる。

1. 今までの長期計画においては、政府事業のみならず民間事業までが、国家計画の中に組み入れられてきた。こうした政府の過剰な介入の結果として、電力会社をはじめとする民間会社の事業は、国家計画によって強く束縛され

てきた。だがこれは規制緩和という時代の要請に反する。また、グローバル資本主義化の進展や、エネルギー事業の基本的な枠組みの流動化によって、民間事業の経営の在り方は激変が予想される。現存する企業の大部分が、遠くない将来において消滅するか、あるいは現在とは似ても似つかぬ企業となる可能性がある。民間事業を国家計画によって束縛することは、経営改革（経営権の譲渡にともなう不採算事業の整理など）の足かせとなる恐れがある。それゆえ今回の長期計画では、民間事業を国家計画の対象から外す必要がある。（オールジャパン方式の開発体制など、論外である）。

ただしその場合でも、原子力委員会としての「大枠としての考え方」を示して、それにもとづいて税制上・財政上の優遇措置などの政策を勧告することはできる。

なお今まで長期計画から除外されてきたアカデミックな事業についても、それが政府事業である限りにおいて、計画に積極的に計画組み込むための努力が行われてよいと思われる。

2. 今までの長期計画においては、個々の事業に関して、その責任主体、事業規模、目標年度が明示されてきたが、そのために原子力開発利用事業計画はきわめて硬直的なものとなり、社会的・経済的・技術的な状況変化に対応した柔軟な方針変更が困難となっていた。それを抜本的に見直し、「大枠としての考え方」のみを示した柔軟な計画とする必要がある。

3. 複数の、路線上又は政策上の、選択肢を示した上で、相対的に最も適切な選択肢を、総合評価（安定供給、経済性、環境保護、安全性、軍事転用、社会的受容性、などの評価基準を用いる）によってひとつ選ぶという論証手続きを採用しなければならない。

従来の長期計画では、そうした「複数の選択肢を対象とした総合評価」の手続きは採用されてこなかった。そしてほとんど例外なく、既存の事業の進行状況を将来に外挿した計画の推進が勧告されてきた。その勧告の妥当性の論証においては、計画の推進にとって有利とおぼしき論点が列挙されてきたに過ぎない。だがこれでは国民の理解は得られない。あらゆる 이슈について、「複数の選択肢を対象とした総合評価」の方法論にもとづいた検討を行う必要がある。

これについては、99年5月18日付けの原子力委員会決定の「補足説明」に明記されている。また2000年2月25日付けの「原子力政策円卓会議からの提言——モデレーターからのメッセージ」にも、原子力発電規模

ともんじゅの扱いの2点に関して、具体的に実施が提言されている。後者に関しては、つぎの3つの選択肢が例示されている。耳を傾けるに値する。

①一定期間研究開発を行い必要なデータを得た上で廃炉とする。

②一定期間研究開発を行った上でその処置を判断する。

③従来の予定通り炉の運転を再開し研究開発を継続する。

もちろん他の選択肢として、運転再開せず博物館とする、といった選択肢もある。

4. 原子力開発利用や核燃料サイクル事業の推進に対して中立的な観点から、議論の枠組みを構築し、議論を進めていく必要がある。「この事業を推進すべきである」という結論をかりに勧告するとしても、それは議論の最後の結論として述べるべきことである。議論のプロセスにおいては、中立的な姿勢を堅持する必要がある。たとえば今日のエネルギー政策上の論法では、「化石エネルギー」を悪玉扱いし、「非化石エネルギー」を善玉扱いし、後者に原子力を含める論法が多く見られるが、こうした原子力に肩をもつ非対称的な扱いは、国民から作為的であるとの批判を受けること必定である。

また議論のなかに、「原子力村」だけでしか通用しない通念を含めないよう、注意深く対応する必要がある。たとえば化石エネルギー枯渇論や、アジアのエネルギーの安全保障論は、「原子力村」の外部では、まともな議論であるとは理解されていないことに、十分に留意する必要がある。

国際社会の中での日本の特殊性を過剰に強調したり、日本の特殊性に関する誤った前提に立脚して、政策の正当化を行うことも、慎重に避けなければならない。特殊性はほとんどの場合、政策の合理性の評価を大きく変えるほど重要なものではない。しかも、グローバル資本主義化という時代の流れのもとでは、特殊性に固執する議論は次第に正当性を弱める傾向がある。

JCO事故を契機として国民の3分の2が原子力発電の拡大に否定的な見解を示すようになった現状において、事業の拡大に肩をもつような枠組みに少しでも頼ることは、原子力政策への国民の不信を増長させるという逆効果をもたらす。

5. 現実的な長期計画とする必要がある。従来の長期計画では、将来に関する非現実的なまでの強気の見通しが繰り返し示され、それが裏切られ続けてもなお、強気の見通しや目標や予測を出しつつづける習慣が改められなかった。現実的な実現可能性が疑わしい見通しや目標や予測を語るのはそれ、自体が無責任である。自己成就的予言は常に外れてきた。このごに及んで自己成就

的予言を語るべきではない。もし楽観的な見通しや目標や予測を語りたならば、万全の状況証拠を揃える必要がある。

それと同時に、研究開発段階にあり、実用技術として国際社会に将来定着することができるかどうか定かでない技術については、その「必要性」を訴えることは無意味である。「選択肢の候補」（実用化が不明なのだから、エネルギー供給の選択肢ではなく、選択肢の候補である。「有力選択肢の候補」か、「選択肢の有力候補」かについても、もし「有力」という表現を使うならば、考えておく必要がある）として、位置づけるべきである。もし将来において方が、優れた高速増殖炉発電システムが完成したら、それを採用するか否かを、エネルギー事業者が他の選択肢と比較して決めればよい。

なお、研究開発段階の原子炉の「有益性」は、一般的に言って、商業段階のそれと比べて小さいことを認識すべきである。とくに実用化可能性の疑わしいタイプの原子炉については、「有益性」はきわめて小さい。

6. 制度改革についても、中央省庁等改革と時期が重なったという不運により、やや抽象的な形となるのは止むを得ないにしても、基本的な方向性を示すのが妥当であると思われる。たとえば、原子力政策をエネルギー政策全体の中で特別枠として優遇する従来の枠組みの見直し、日本版NRCの創設、「矢内原三原則」の廃止など。

7. 原子力開発利用の将来の在り方については、国民意見はさまざまに分かれている。この策定会議においても、全会一致の結論が得られることはあり得ない。全会一致はそれ自体として、原子力政策への国民の信頼を損ない、「長期計画は原子力党の方針に過ぎない」という国民世論をますます強めるであろう。

それゆえ多くのイシューについて、両論併記あるいは3つ以上の意見の併記というスタイルをとることが必要となる。報告書の本文に両論を書き込むことがベターであるが、基本的なレベル、たとえば議論の枠組みをどうするかといったレベルで、非和解的な見解の相違が生じた場合などにおいては、1つまたは複数の少数意見を、多数意見と分けて併記するという形をとることも止むを得ない。

3月22日、福井地方裁判所で、内閣総理大臣に対して原子炉設置許可処分
の無効確認を求める行政訴訟、および核燃料サイクル開発機構に対してもん
じゅの建設と運転の差し止めを求める民事訴訟の判決が出された（岩田嘉彦裁
判長）。原告はいずれにおいても敗訴した。

しかし、これを契機として、運転再開のための行政手続きを進めるのは早計
である。もんじゅの扱いを含む新しい高速増殖炉政策については、長期計画策
定会議において審議中だからである。第3分科会の報告書が出たあと、策定会
議の本会議でも、国民意見を反映させつつ議論がされる。その結論が出るまで、
運転再開のための行政手続きを進めることは、思いとどまる方がよい。

なぜなら高速増殖炉問題の争点は、安全問題から総合政策問題（安全問題を
ひとつの要素としてふくむ）へと変化して来ているからである。総合政策的判
断により、「運転を再開しない」という結論が出される可能性はある。

安全問題は、高速増殖炉にとって重要な問題のひとつであるが、それ以外に
も重要問題はたくさんある。核不拡散問題や、経済性問題、資源安定供給問題、
などである。また、魅力的なシステムの実現可能性が乏しいのに、巨額の税金
を研究開発費として、投入し続ける価値があるかが問われている。

そうしたさまざまな問題を総合的に検討して、政策的な判断をくだす作業を、
長期計画策定会議は進めている。そうした総合的な政策判断は、裁判とは別個
になされる。裁判は安全審査の妥当性という1点のみを検討したに過ぎず、そ
れを運転再開のための行政手続きを進めるための「お墨付」として使うことは
妥当ではない。「具体的な危険があるとまでは認定されなかった」というだけ
では、さほど強力なお墨付にはならない。

なお、もんじゅが将来かりに運転再開にこぎ着けても、その前途は多難であ
る。たとえばそれは、通常の商業発電用軽水炉よりも技術的に難しく、しかも
日本にとって（世界にとっても）技術的経験の乏しい炉なので、軽水炉よりも
はるかに高い頻度で、事故を起こすであろう。

もし原子力事業や原子力政策への国民の信頼が確固たるものであれば、中小
の事故を起こしても致命傷にはならず、逆に励ましを受けるかも知れないが、
状況はそれとは正反対である。わずか1回の中小の事故も致命傷となる。